

福津市介護保険事業における死者の介護保険情報の開示に関する要綱
(令和7年3月28日福津市告示第46号)

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき市が行う要介護認定、要支援認定及び介護給付等に関する情報（以下「介護保険情報」という。）のうち、死者に係る情報についての開示の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の開示申請者)

第2条 死者に係る介護保険情報の開示を求めることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫
- (2) 死者の相続人
- (3) 第1号又は前号の法定代理人又は任意代理人

(開示する情報の範囲)

第3条 開示する情報の範囲は、当該死者に関して市が作成し、又は取得した介護保険情報であって次に掲げるもののうち必要なものとする。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書
- (3) 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（状態区分変更通知書等を含む。）
- (4) 各号に掲げるもののほか市長が認めたもの

(情報開示の申請)

第4条 申請者は、死者に関する介護保険情報開示申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請の際、次に掲げる書類のいずれかであって申請者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの（顔写真付きのものは1種類、顔写真付きでないものは2種類）並びに戸籍謄本（開示申請をする日前30日以内に交付されたものに限る。以下同じ。）その他死者との関係を確認できる書類を提示又は提出しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 個人番号カード
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

3 前項に掲げるもののほか、申請者が法定代理人である場合は法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人である場合は委任状（様式第2号）を提

出しなければならない。

(情報の開示)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、開示申請から30日以内（福津市の休日を定める条例（平成17年福津市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日の日数、及び申請書に形式上の不備があり、その補正に要した日数を除く。以下「期間内」という。）に、死者に関する介護保険情報開示通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、期間内に決定することができないときは、30日以内に限り、その期間を延長することができる。この場合において、市長は、速やかに延長の理由を死者に関する介護保険情報開示延長通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 開示の方法は、閲覧又は写しの交付とする。

4 開示は、死者に関する介護保険情報開示決定通知書により指定する日時及び場所において行う。その際、申請者は、申請時と同様に、前条第2項各号に掲げるいずれかの書類を提示するものとする。

(情報を開示しない場合)

第6条 市長は、開示の申請があった介護保険情報に、次の各号のいずれかに該当する内容が含まれている場合は、当該内容について開示しないものとする。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと定められているもの。

(2) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの。

2 市長は、前項に規定するもののほか、開示の申請があった情報を提供することが不適切であると認める相当な理由があると認めるときは、情報開示を行わないことができる。

(費用負担)

第7条 介護保険情報の写しの作成及び送付に要する費用は、申請者が負担するものとする。なお、写しの作成に要する費用は、A4一面につき、10円とする。

(開示に係る事務の執行)

第8条 情報開示に係る申請書の受付その他の事務は、高齢者サービス課において行うものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。